

基本目標	主要施策	事業名	内容	推進課	実施計画	
基本目標 1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する						
1 社会環境整備	1 意識啓発	01	広報の手引きの修正と活用	「広報活動の手引き」を見直し、各課に周知を図り、研修などでの活用を検討します。	広報課 市民活動推進課	・「広報活動の手引き」を見直して内容を改定した後、手引きの活用について職員に周知します。
1 社会環境整備	1 意識啓発	02	メディア・リテラシー（情報読解能力）の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供します。	市民活動推進課	・テレビや新聞などの情報を読み取る技術を身につける講座等を開催します（ウィルながおか登録団体と連携）。
1 社会環境整備	1 意識啓発	03	ウィルながおかフォーラムの開催や情報誌の発行	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や女性生活史、情報誌あぜりあの発行を行い、広く市民への意識啓発を行います。	市民活動推進課	・ウィルながおかフォーラムの開催（メインイベント1回、分科会2回）や、女性生活史と情報誌あぜりあを発行（年度末、各1回）します。
1 社会環境整備	1 意識啓発	04	中央公民館・教育活動事業	家庭教育では、家庭の教育力を高めるための親も育つ子育てセミナー、高齢者教育では、親睦と交流等を図るための趣味の教室、地域人材教育では、地域リーダー育成のための生涯学習推進大学などを開催します。	中央公民館	・〔親も育つ子育てセミナー〕幼児期コース、児童思春期コース、親子ふれあいコースの3コース、のべ23回の講座 ・〔趣味の教室〕14講座26コース ・〔生涯学習推進大学〕第5期生の、2ヵ年カリキュラムの最終年度として15講座を開講します。
1 社会環境整備	2 学校	05	小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体の中で男女共同参画学習を行います。	学校教育課	・市立学校において、児童生徒の発達段階に応じた男女平等を含めた人権に関する授業を年1回以上実施します。
1 社会環境整備	2 学校	06	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画を含む人権教育に関する研修	小・中学校の教職員を対象に、男女共同参画に関する内容を含む人権教育の充実に向けた研修の工夫を図ります。	学校教育課	・全市立学校の教職員を対象とした人権研修会を年1回実施した後、各学校の実状に応じて指導主事を派遣します。 ・全市立学校において男女平等を含めた人権に関する校内研修を年1回以上実施します。
1 社会環境整備	2 学校	07	幼児への男女共同参画学習	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけないよう幼児教育及び保育を行います。職員の意識啓発を園内研修などで高めていきます。	保育課	・保育士が男女平等推進関連項目に関する研修会や講座に参加し、園内研修や職員会議等での情報共有に努めます。
1 社会環境整備	2 学校	08	幼稚園・保育園の保護者を対象とした男女共同参画の意識啓発	保護者を対象に、男女がともに育児参加できる意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を持った行事などの企画、運営に配慮します。	保育課	・児童の保護者を対象に、家庭における幼児教育の資質向上のため、幼児家庭教育講座を開催し、保護者の家庭教育に対する意識高揚に努めます。
1 社会環境整備	3 審議会等	09	政策方針決定過程への女性参画割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	市民活動推進課	・各審議会等の委員委嘱・選任起案の合議時に確認を行い、30%未達成の場合には、目標達成に向けた取組を求めます。
1 社会環境整備	3 審議会等	10	女性職員の管理職登用の推進	人事考課制度による職務能力・勤務実績に基づいて、女性職員の管理職への登用を更に推進します。	人事課	・人事考課研修を定期的に実施し、職務能力・勤務実績に基づく人事考課制度を維持推進します。
1 社会環境整備	3 審議会等	11	自治会役員への女性の参画促進	町内会活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民窓口サービス課	・町内会長名簿により町内会における女性役員を定期的に把握するとともに、町内会に男女共同参画について周知し、意識啓発を図ります。

基本目標	主要施策		事業名	内容	推進課	実施計画
1 社会環境整備	3 審議会等	12	コミュニティでの女性の参画促進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民活動推進課	・地域への依頼文書送付時に意識啓発を行います。
1 社会環境整備	3 審議会等	13	防災分野での女性の参画促進	防災分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	危機管理防災本部	・研修会等において意識啓発を行います。 ・昨年度登用した女性委員の意見を踏まえながら、今年度改正する地域防災計画に男女共同参画の視点を反映させます。
1 社会環境整備	3 審議会等	14	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	農政課	・関係機関等が実施する研修会、セミナー等への参加を促し、意識啓発と学習機会の増加を図ります。
1 社会環境整備	4 企業等	15	事業者などでの女性の参画促進	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民活動推進課 商業振興課	・ハッピー・パートナー企業登録の周知と、意識啓発を実施します。(H25.5.31現在、市内登録66社)
1 社会環境整備	5 農林水産	16	活き活き農らいふ支援事業	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援します。	農政課	・起業に繋がる研修会やセミナー等への参加を促すとともに、女性ならではの視点を取り入れたアグリビジネスの創出を支援します。
1 社会環境整備	5 農林水産	17	家族経営協定の締結促進	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行います。	農政課	・家族経営協定の制度を周知したい。家族経営協定に女性が積極的に参加できるよう推進し、女性農業者を育成・支援します。
1 社会環境整備	6 防災	18	平日日中の災害発生時のシミュレーション事業	平日日中の災害に備えるワークショップと防災訓練を男女共同参画の視点で行い、地域の防災力向上を図ります。	市民活動推進課 危機管理防災本部	・子どもを抱えた女性や高齢者の災害発生時における不安や必要な備えについて、ワークショップで話し合い、実際に防災訓練を行います。(支所地域を含む2地区で実施)
1 社会環境整備	7 健康	19	ながおかヘルシープラン21推進事業	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、健康づくりに取り組みます。	健康課	・ながおかヘルシープラン21推進協議会開催 ・ヘルシーサポーター企業登録事業 ・健康づくり井戸端会議開催 ・ウォーキングマップ作成 等を実施します。
1 社会環境整備	7 健康	20	子宮がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康課	・子宮がん、乳がん検診を実施します。また、今年度から他市町村が行う休日検診でも受診できる体制を整えます。 ・一定年齢の女性に対し、子宮がんや乳がん検診の無料クーポン券及び検診手帳を配布します。
1 社会環境整備	7 健康	21	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳交付します。妊娠届を提出した妊婦に14回、産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。	子ども家庭課	・母子手帳交付(予定人数2,400人) ・妊婦健診受診(予定延べ回数24,000回) ・窓口・電話相談 を実施します。
1 社会環境整備	7 健康	22	思春期・青少年相談	・20歳未満の子どものもとその保護者を対象に、子どもから大人へ移行する思春期において心身のバランスを崩しやすい青少年の非行、学業と進路、交友、男女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けます。	子ども家庭課	・面接、電話、メールでの相談受付(受付時間:月~金曜の9:00~17:00、メールは随時)を実施します。
1 社会環境整備	7 健康	23	青少年育成活動	街頭などにおいて、喫煙や怠業、交通マナーなど、青少年の不良行為などに対して声掛けを行い、反省を促します。また、目に見える不良行為にとどまらず、広く声掛けを行い、悩みを抱える青少年などへの指導・助言を行います。	子ども家庭課	・街頭育成活動(長岡地域288回、栃尾地域60回)を実施します。
1 社会環境整備	7 健康	24	介護予防事業	高齢者を対象に、介護予防のための事業(運動機能向上事業や認知症予防事業など)を行います。	長寿はつらつ課	基本チェックリストを用いて虚弱な高齢者(二次予防)、元気な高齢者(一次予防)を選定し対象に合わせた事業を実施します。 ・二次予防事業(通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業) ・一次予防事業(運動機能向上事業、認知症予防事業、口腔機能向上等事業)

基本目標	主要施策	事業名	内容	推進課	実施計画
基本目標2 あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る					
2 ワーク ライフ バランス	8 広報	25	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画の情報提供	市政だより、ホームページ、その他の媒体を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画関連の情報を提供します。	広報課 ・市政だより（1回以上）、その他の媒体による情報提供を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	9 均等 機会	26	男女の均等な機会と待遇の確保	雇用主や労働者を対象に、男女雇用機会均等法などの労働に関する法律及び育児・介護休業法に基づく育児休業制度、介護休業制度などを周知します。	商業振興課 ・育児・介護休業、両立支援等に関する調査を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	10 職場 環境	27	ハラスメント防止セミナー	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどに関する人事担当者や企業の管理職を対象に、ハラスメント防止セミナーを開催します。	商業振興課 ・ハラスメント防止啓発のための講演会などを開催します。
2 ワーク ライフ バランス	10 職場 環境	28	働きやすい職場環境推進事業	平成23年度に実施したアンケート調査結果に基づき、働きやすい職場環境づくりに向けたマニュアル作成などを行い、そのマニュアルを活用して企業に対して働きやすい職場環境に関する情報提供を行います。	商業振興課 ・平成24年度に完成した「働きやすい職場環境マニュアル」を使用したセミナーを開催します。
2 ワーク ライフ バランス	11 女性 就業	29	再就職準備セミナー	ハローワークと連携し、子育てなどで職を離れた方を対象に、再就職準備セミナーを実施します。	商業振興課 市民活動推進課 ・女性のための再就職準備セミナーを開催します（全2回）。
2 ワーク ライフ バランス	12 地域	30	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づくりをしていくため、コミュニティセンターでの男女共同参画関連事業を実施します。	市民活動推進課 ・事業 18「平日日中の災害発生時のシミュレーション事業」をコミュニティセンターや支所と連携して実施します。
2 ワーク ライフ バランス	12 地域	31	まちなかキャンパス長岡管理・運営事業	市内の3大学1高専と連携し、多様化、高度化する学びのニーズやスタイルに対応できるよう、「まちづくり」「ひとづくり」「ものづくり」を基本に学びから実践に発展させるとともに、楽しく学びながら市民協働の主体となれる人材育成も担います。	生涯学習文化課 ・まちなかカフェ（54講座）、まちなか大学（11講座）、まちなか大学院（3講座）を開催します。
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	32	職員の育児・家事参加に関する意識啓発	特定事業主行動計画に基づき、全ての職員に対し、育児や家事参加に関する職場全体の意識醸成や制度周知を更に推進します。	人事課 ・休暇・休業制度の周知を更に図ります。
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	33	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	子ども家庭課 ・会員養成講習会の開催（年3回） ・広報誌の発行（年2回） ・交流会・研修会の開催（提供会員300人、依頼会員950人、両方会員100人、計1,350人、利用件数8,000件）を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	34	こんにちは赤ちゃん訪問	新生児訪問含む、生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や保健指導を行います。	子ども家庭課 ・生後28日以内の新生児訪問：1,500件 ・生後4ヶ月までの乳児訪問（新生児訪問除く）：900件 ・要継続支援家庭への訪問：200件を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	35	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通じた親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして実施します。生後6か月の赤ちゃん相談で、絵本を開く楽しい体験と一緒にメッセージを伝え、絵本1冊とオリジナルのアドバイス集を渡します。	子ども家庭課 ・赤ちゃん相談時に実施します。（9会場62回）
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	36	子育て家庭からの相談に対する支援の充実	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。相談員は各地域の子育て支援センターなど、親子が集う場所に出向き、子育て中の親と膝を交えての相談・支援を行います。	子ども家庭課 ・おやこスマイルガイドの作成：6,000部 ・各地域の子育て支援センターへの訪問：93回 ・子育ての駅での相談会：31回 ・子育てのストレスマネジメント講座の開催：3回 ・子育て支援講座（NPプログラム）の開催：14回を実施します。

基本目標	主要施策		事業名	内容	推進課	実施計画
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	37	子育ての駅の運営	子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行います。	子ども家庭課	・子育ての駅ちびっこ広場の運営 相談活動：25回、子育て講座の開催：24回、行事の開催：27回 ・子育ての駅千秋「てくてく」の運営 相談活動：24回、子育て講座の開催：16回、行事の開催：23回 ・子育ての駅ながおか市民防災センター「ぐんぐん」の運営 相談活動：21回、子育て講座の開催：19回、行事の開催：17回 ・子育ての駅とちお「すくすく」の運営（NPOに運営委託） 相談活動：24回、子育て講座の開催：12回、行事の開催：9回を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	38	親の子育て力をつける親育ち事業	妊娠・出産に関する情報提供と、父親が育児の当事者であるという意識を高めるため、パパママサークルを開催します。また、子育てについて考えるきっかけとして「父と子のメモリアルカード」の利用促進を図ります。	子ども家庭課	・パパママサークルを3か所で開催し、沐浴実習、父親の妊婦体験、離乳食初期の調理実習を実施します。 （健康センター：沐浴10回、調理3回、越路支所：沐浴4回、中之島支所：沐浴4回 計21回）
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	39	児童クラブの充実	児童の健全な育成と放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するため、保護者や地域コミュニティと協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	子ども家庭課	・児童クラブの運営（41か所） （長岡地域27か所、中之島地域2か所、越路地域2か所、三島地域2か所、小国地域1か所、和島地域1か所、寺泊地域1か所、栃尾地域3か所、与板地域1か所、川口地域1か所） ・上組第二児童クラブの開設 ・日吉児童クラブの移設 ・児童クラブのエアコン設置工事等を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	40	母子保健推進員活動	育児の身近な相談相手として家庭訪問を実施します。各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催、自主親子サークルへの支援活動を実施します。	子ども家庭課	・すこやか妊婦訪問2,200件、すこやか赤ちゃん訪問2,350件 ・子育て支援地区活動：協議会主催2回、地区母推主催41地区400回を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	41	保育園における育児相談窓口の充実	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者の育児相談の内容の充実を図ります。	保育課	・子育て支援センター事業実施園（33園）をはじめ、事業を実施していない園についても保育相談を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	13 子育て	42	多様なニーズに応じた保育の実施	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者のため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などの体制を整備し、利用件数を増やします。	保育課	・延長保育（76園）、休日保育（4園）、一時保育（34園）、病児・病後児保育（5施設）を実施します。
2 ワーク ライフ バランス	14 介護	43	高齢者や介護者を地域全体で支える体制づくりの推進	地域包括支援センターが核となり、地域住民や医療・介護・福祉・保健など、関係機関との連携を深め、高齢者や介護者を地域全体で支える体制づくりを推進します。	長寿はつらつ課	・地域の関係機関との連携をさらに深め、ネットワークを構築し、住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスを適切に紹介できるコーディネート機能を充実させます。
2 ワーク ライフ バランス	14 介護	44	在宅介護者への支援の充実	在宅介護者の負担を軽減するため、支援金制度の創設や地域のネットワーク活用など、在宅介護を地域で応援する仕組みをつくりまします。	長寿はつらつ課	・在宅の要介護高齢者を常時介護する同居家族に在宅介護者支援金を支給します。 ・在宅介護者の介護技術を向上するための研修会を実施します（全24回、6月～11月 開催地に全支所地域を含む）。
基本目標3 配偶者などからの暴力を根絶する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】						
3 DV 防止	15 DV 意識 啓発	45	DV防止の意識啓発の推進	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催、就学前家庭教育講座での保護者に向けた啓発活動などを行います。	市民活動推進課	・デートDV出前講座を実施します（5校程度）。
3 DV 防止	15 DV 意識 啓発	46	DVなど相談窓口の周知	DV相談窓口を記載したカード・パンフレットを公共施設の窓口などに設置し、デートDV講座や講演会での周知及び市政だよりによる相談事業の告知などを行います。	市民活動推進課 広報課	・カードやリーフレットを公共施設（20か所）に設置し、市政だよりによる出前相談室の周知を毎月図ります。

基本目標	主要施策	事業名	内容	推進課	実施計画	
3 DV 防止	15 DV 意識 啓発	47	DV防止の意識啓発の推進、相談窓口の周知（外国籍向け）	多言語情報紙「コンニチハ長岡」（英語）/「ニーハオ長岡」（中国語）や、ホームページ（英語）にDV相談窓口（男女平等推進センターやNPO法人の情報）を掲載し、周知を図ります。	国際交流課	・多言語情報紙（英語）（中国語）の発行（毎月） ・ホームページ更新 ・FM多言語放送（週1回、再放送有り）を実施します。
3 DV 防止	15 DV 意識 啓発	48	職場におけるハラスメント相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	市民活動推進課	・仕事・職場の悩み専門相談（月2回） ・企業ハラスメント研修等への職員の派遣（随時）を実施します。
3 DV 防止	15 DV 意識 啓発	49	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	学校において、児童生徒が受けるセクシュアル・ハラスメントを含め、人権教育に関する教職員の研修を充実し、意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課	・全市立学校において学校におけるセクシュアル・ハラスメントを含めた人権に関する校内研修を年1回以上実施します。
3 DV 防止	16 相談 保護	50	安全に安心して相談できる体制強化	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。民間の支援団体と連携しながら専門カウンセリングや付き添い支援、一時保護などを行います。	市民活動推進課	NPO法人と連携しながら、 ・ウィルながおか相談室（月～土、10時～17時） ・ウィルながおか出前相談室（各支所地域、月1回）を実施します。
3 DV 防止	16 相談 保護	51	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップを図ります。	市民活動推進課	・相談員の研修等参加（相談員2名×3回程度） ・ケース検討会の実施（定例月1回＋必要に応じて） ・相談員の心のケアのための研修を実施します。
3 DV 防止	16 相談 保護	52	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	関連機関と連携し、DV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	市民活動推進課	・配偶者暴力相談支援センター事業を実施します。（月～土曜10:00～17:00、ただし水曜のみ19:30まで）
3 DV 防止	16 相談 保護	53	外国籍の方のDV相談への対応	外国籍のDV被害者に対して、相談初期の通訳支援または必要な機関への取り次ぎなどを行います。	国際交流課	・英語、中国語の相談員による生活相談の実施します。（英語：月～金曜8:30～19:00、土・日曜9:00～18:30、中国語：月～金曜9:00～16:00、日曜13:30～16:30）
3 DV 防止	17 自立 支援	54	ひとり親支援家庭への支援	母子家庭などにおける経済的自立の支援と福祉の増進を図るため、高等技能訓練促進費など給付支給事業及び母子家庭自立支援教育訓練給付金交付事業を行います。	生活支援課	・随時、母子家庭の母及び父子家庭の父に対し面接を実施し、資格情報等を提供します。
3 DV 防止	17 自立 支援	55	自立支援策の充実	児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと連携して「福祉から就労」支援事業を実施し、経済的自立の促進を図ります。	生活支援課	・自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携をしながら早期就職を実現します。
3 DV 防止	18 連携	56	児童虐待対策関係機関との連携	要保護児童対策地域協議会を活用して、関係機関と連携し、児童虐待とDVが関係しているケースに関しては適切に対応します。民間支援団体と協働して暴力根絶に向けての啓発活動を行います。	子ども家庭課	・要保護児童対策地域協議会で要保護児童の進捗管理 ・要保護児童対策地域協議会会議の実施（年13回） ・法人と協働で市内の幼稚園・保育園に出向き保護者に児童虐待防止啓発活動を実施（22園）を実施します。
3 DV 防止	18 連携	57	高齢者虐待対策関係機関との連携	高齢者相談の中のDV関連のケースに關係機関と連携し、適切に対応します。	長寿はつらつ課	・高齢者虐待相談の中のDV関連のケースに対し、事実確認、個別ケース会議を行い、対応します。
3 DV 防止	18 連携	58	障害者相談機関との連携	障害者相談支援センターなどの関係機関と連携し、障害者相談の中のDV関連のケースについて適切に対応します。	福祉課	・障害者相談の中のDV関連のケースに対し、事実確認、個別ケース会議を随時おこない、対応します。 ・障害者虐待防止ネットワーク会議をおこない、関係機関との連携を強化します。
3 DV 防止	18 連携	59	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	長岡市DV防止ネットワークの連携を強化し、関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応をします。	市民活動推進課	・年2回程度、DV防止ネットワークを開催します。
3 DV 防止	18 連携	60	DV防止計画推進のための体制づくり	配偶者暴力相談支援センターを中心に、DVに対する庁内の共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。	市民活動推進課	・必要に応じて庁内連絡会議を開催します。 ・年に1回以上、関係課支援メニュー等の情報の更新を行います。

基本 目標	主要 施策		事業名	内容	推進課	実施計画
基本目標4 男女共同参画の推進体制を充実する						
4 推進 体制 充実	19 庁内	61	男女共同参画審議会の開催	条例第25条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	市民活動推進課	・現委員の任期が25.8.23で終了するため、新委員による男女共同参画審議会を開催します。
4 推進 体制 充実	19 庁内	62	男女共同参画施策に対する苦情への対応	条例第24条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情への対応を行います。	市民活動推進課	・苦情の申出が提出された場合、苦情への対応を行います。
4 推進 体制 充実	19 庁内	63	基本計画の進捗管理と公表	条例第20条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	市民活動推進課	・計画の進捗状況をとりまとめ、ホームページ等にて公表します。
4 推進 体制 充実	19 庁内	64	男女共同参画に関する調査・研究	条例第19条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	市民活動推進課	・広報、メディア・リテラシーに関する調査・研究（ウィルながおが登録団体と連携） ・女性生活史作成のための調査・研究（年度末に冊子発行）を行います。
4 推進 体制 充実	19 庁内	65	男女共同参画政策推進会議の開催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を図るため、必要に応じて政策推進会議を開催します。	市民活動推進課	・必要に応じて、政策推進会議を開催します。
4 推進 体制 充実	19 庁内	66	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	市民活動推進課	・ワーク・ライフ・バランス講演会（1回）等を実施します。
4 推進 体制 充実	19 庁内	67	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議などを行います。	市民活動推進課	・ウィルながおか出前相談室での連携（毎月連絡） ・平日日中の防災訓練での連携（1地域） ・フォーラム分科会での連携（1地域） ・出前おしゃべり（1地域以上）を実施します。
4 推進 体制 充実	19 庁内	68	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性化を支援します。	市民活動推進課	・コミュニティセンターを整備します。（栖吉コミュニティセンター建設、千手コミュニティセンター実施設計等）
4 推進 体制 充実	20 市民	69	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	市民活動推進課	・機能を充実し、登録団体との連携を図ります。（登録：32団体、連絡会議：年2回、活動紹介展示：市民センター1階にて1か月間、フォーラムイベント参加助成金：上限2万円、市民委託講座：1団体、委託料20万円）
4 推進 体制 充実	21 国県等	70	国・県および周辺市町村などとの連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、2次基本計画を推進します。	市民活動推進課	・国・県の研修への参加など連携を図ります。 ・女性相談員意見交換会を開催し、県及び周辺市との情報共有と連携強化を図ります（1回開催）。